

会 議 録

会議名	平成 25 年度第 9 回小金井市学童保育所運営協議会	
事務局 (担当課)	児童青少年課	
開催日時	平成 25 年 12 月 16 日 (月) 19 時 00 分～22 時 00 分	
開催場所	801 会議室	
出席者	委員	高橋委員長、野中副委員長、原島委員、西垣委員、長岡委員、矢野委員、井上委員、岡本委員、石山委員、川村委員、小澤委員、仙澤委員、中山委員、鈴木委員
	事務局	越学童保育係長
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 学童保育の保育内容について</p> <p>(2) その他</p> <p>3 閉会</p>	
配布資料	<p>①都型学童クラブ補助に関する調べ</p> <p>②学童保育育成料（月額）に関する調べ</p> <p>③学童保育指導員の年齢及び経験年数について</p> <p>④スケジュール・実施項目（案）について</p>	
会議結果	<p>1 第 6、7、8 回会議録 （市）双方確認済み。確定とする。</p> <p>2 ドッジボール大会について （学）ドッジボール大会の駐輪場については、これまで同様、自転車をとめられるか。 （市）問題ない。昨年同様、体育館敷地の他、小金井公園に使用許可を申請する予定である。</p> <p>3 議会資料について （市）12 月議会で学童保育関連の資料①、②、③を提示した。 （学）都型学童クラブの数に関する資料の出典はどこなのか。三多摩学童保育連絡協議会の資料では、各市での都型学童の数を平成 24 年 5 月時点で調査した結果がある。約 1 年のタイムラグはあるが、町田市で大きく数に食い違いがあるが。市の調査の方法は。 （市）各市への聞き取りによって行っている。 （学）一つの小学校の学童が 2 所運営をしたりしているところのカウント方法の差なのかもしれない。</p>	

4 学童保育所に通う障がい児の乗るスクールバスについて

(学) 現在3年生の障がい児をお持ちで、来年度のスクールバスの利用の件で悩んでいる家庭が2件ある。その家庭から切実な要望があり、学保連の代表者会議でも話題が出た。要望内容のメモを持参したのでご確認頂きたい。以下要望の内容。

(学) 自分の学区内の小学校に特別支援学級がない場合、学校は特別支援学級のある小学校に通うが、学童は学区内の学童に通わせたいという家庭がある。そのような場合、学校が終わってから学童への移動にはスクールバスを利用することになるが、4年生になり授業の終了時間が遅くなるとスクールバスが利用できないという状況が生じ、やむを得ず通っている特別支援学級のある小学校に併設された学童に転所する児童もいる。4年生の学校から学童への送迎の問題について解決できないか。

(学) 現状は、特別支援学級がある3校を、朝は3台のスクールバスで回っているので足りている。しかし夕方は2台のバスで3校を回わり各校2便しかバスが出せないとのことである。そのため下校時刻が違う場合、1, 2年生で1便、3年生で1便出てしまうと、4年生の下校時刻にはバスが出ないという状況が起きている。1, 2, 3年生の下校時刻が違う日には、3年生でも乗れない日も出ている。

(学) 予定表を確認すると、週に2, 3回は4年生がバスに乗れない日が出る事がわかる。学童の親は放課後の時間に働いており、親が送迎することは難しい。

(学) この2児の母親が12月に学務課を訪問し、来年度は可能な範囲で3便出してもらえることになったと聞いている。しかし3月にならないと確実なことはわからないとのこと。しかし、学童保育所の入所申請は1月に行う。

(学) 要望としては、①児童青少年課からスクールバスの運営主体である学務課に、スクールバスの増便と安定した運行がなされるよう積極的な働きかけと連携をお願いしたい。②4年生以上の障がい児の安定した送迎手段について児童青少年課として検討してほしい。③自立生活支援課の進捗について教えて欲しい。④学校補助教員と学童指導員の連携による送迎を検討してほしい。⑤障がい児の保護者がヘルパーなど個人的に手配した金銭補助をお願いしたい。

(学) 以上が要望の内容。この場で具体的な回答はもらえないと思うが、状況については理解してほしい。できれば、解決の見通しが3月ではなく学童の入所申請である1月までには目処がついているようにしたい。

(市) この要望は、学保連としての要望ですか。

(学) 学保連が障がい児の保護者と懇談をもって意見交換を行った結果、とくに緊急度の高い問題がこれであるということ。

(市) 障がい児施策全般については自立生活支援課、スクールバスの運営は、教育委員会が考えるべき問題と考えている。その前提で、学童保育に関する部分で我々に何ができるのかを考えるということだと思っている。学童保育業務における障がい児の対応を考えるのは児童青少年課であり、学年延長や送迎などについて改善してきた。

(市) 例えば、夏休みにはどうしているのか。

(学) 夏休みは学校が無く、自宅から直接学童保育に通うため問題はない。

(学) 学務課の話では、来年度は今年よりはいい方向に進みそうな見通しはある。仕様書上は、夕方も 3 便出せる契約になっているらしい。ただ積極的に 3 便出したいわけではなく、来年度のみ特別処置かもしれない。

(学) この問題の主体は児童青少年課ではなく学務課であるという点は理解している。しかし、今後学童保育における障がい児について、枠を撤廃したり学年延長をしたりしようという方向性であることを考えると、この問題は一時的、一部の人のみの問題ではなく構造的問題としてとらえて考えたほうがよいのではないか。

(学) ここでこの話題を挙げた趣旨は、児童青少年課にもこのような問題があることを広く周知して欲しいということと、学務課と連携してお膳立てをお願いできないか確認したかったということ。

(市) スクールバスに関する課題は、「手をつなぐ親の会」から毎年市への要望として出されており、学務課が検討している。基本的な方針としては、4 年生以上は子どもの自立を目指して自主登校というなか、それが難しい児童については個別の対応をしていると認識しているので、学務課に「増便して欲しい」というべき立場かということ、難しいところだと思う。

(学) 学童に通っていない 4 年生以上の障がい児で、登下校に不安のある子の場合、親が途中まで送迎したりしている。しかし、学童保育に通わせている家庭の場合はそれができない。

(学) 例えば、いいルートがなければ、一番近い路線バスのバス停まで、指導員さんに迎えに来ていただくなどできないか。

(市) スクールバスが学童の前に停車するので指導員がバス停まで迎えに行くという対応はしているが、今の提案は厳しいと思う。ファミサポ等の手立てにより保護者の方で対応いただきたい。

(学) この問題は今年度だけの問題ではなく、今後も毎年継続的に出てくる問題だと思う。

(市) 学務課では、去年も一昨年も、必要に応じてケースバイケースで対応していると認識している。

(学) 市としては、個別に要望してきてくれれば、スクールバスに乗れるようにするなど対応するという構えだが、保護者の側はそれを知らずに、

やむを得ず転所するなどの対応をしていたということなのだろうか。

(市) 個別状況により対応しているので、児童青少年課ではなく学務課に相談に行くべきと考える。

(学) 現実的には、個別にお願いしてもなかなか聞き入れてもらえないのでは。今回は保護者が学務課に伺って、口約束をもらった。

(市) このような要望書などで明文化しておくことはよいと思う。これは要望として学保連が作成したのか。

(学) ちがう。先に述べた保護者が、学務課で口約束をもらったことを踏まえて改めて明文化するために作成したもの。学保連で承認してもらった上で市に出したいと持ち込まれたが、承認というと堅苦しくなるため、お預かりして今日この協議会の場でメモとしてお見せした。

(市) 了解した。

(学) 先ほど説明したような経緯の文書であり、あくまで要望書案である。ただ方向性としては、この問題は構造的な問題であり、個別対応するのではなく、学童保育が抱えている問題として健常児の親も一緒になって取り組んでいこうというスタンスで考えている。また、この問題を解決するための手段の案がこの資料に網羅されているので、この場で議論するための材料としてお持ちした。一義的には学務課に言うべき問題だとはわかっているが、学童保育が抱えている問題でもあるので、理解していただいた上で一緒に足並みを揃えてやっていけたらいいなと個人的には思っている。

(学) ただ、確定するのが3月である、という点を一番不安に思っているようだ。学童の入所申請は1月であり、仮に3月になってやっぱり無理だという事になると困ってしまう。バスに乗れないのが週に1度でも1年で考えると結構な日数であるバスに乗れない場合でも児童青少年課の方で送迎手段があれば安心して通わせることができる。

(市) 児童青少年課もしくは学童保育所が、子どもをどこかに迎えに行くというのは、正直難しいと考えている。道の反対側のバス停まで迎えに行く程度のことは今でもしているが、その延長としてもっと遠くまでとなると難しい。保護者の送迎等により学童に通えることとしているので、保護者の方でファミリーサポートを利用するなどして欲しい。また、保護者がファミリーサポートなどを利用した際にかかる費用を、児童青少年課で予算を確保して補助するというのも難しいと考える。

送迎ということに関する学校との不整合は解決したいが、そもそも学校に行くなど移動をする際に何らかの手段を使う場合、学童に通っていない保護者は自分で送迎しているのに、学童に通わせている保護者は学童保育所の送迎で発生した費用を児童青少年課に求めるとなると難しいなというのが個人的な見解である。

(市) 例えばさわらび学童については、スクールバス以外に本当にいい移動手段がない。民間のバスを使っても中途半端なところだし、5, 6 年生になったらいったいどうやって学校に行くのだろうと思ってしまう。軽く 50 分くらいはかかる。

今後、各学童あたりの障がい児の定員が撤廃されたら、通っている学校に併設された学童を勧めることはできる。

(学) ただ、障がい児をお持ちの保護者の思いは、健常児と同じように地域の中で育ち、友だちをつくることができるようにしてほしいというもの。親としてどのように子どもを育てたいのかということが根本にある。

(学) 学童でできることとしては、既に行っているかもしれないが、学童の入所申請が 1 月であり、この時期保護者が不安になっているということを改めて学務課に伝えて欲しい。そうすればバスの運行が今より安定的に運営されるようになるのでは。また事前にそのような連携ができていれば、仮に学童や児童青少年課に相談が持ち込まれた時は、既に学務課に伝わっているはずだから相談してはどうですか、という話ができるだろう。

(学) 学務課に学保連の会長・事務局長で訪問して、現状の説明と 3 便バスを出せるかの確認に行こうと思っている。学務課への対応は学保連で進めるので、何か児童青少年課で思いついたことがあれば、次回の協議会などで伝えていただけたらと思う。

(市) 今日の資料は、市役所内で共有して問題ないか。

(学) 市内部であれば問題ない。

(学) 先日の障がい児の保護者との懇談会では、障がい児が友だちを作ることの難しさ、地域で交流があることの大切さを切々と訴えておられた。ご配慮をお願いしたい。

5 運営見直しをする学童の決定について

(学) 1 月に運営見直しをする学童はいくつくらいで、またその根拠は何であるのか、今日示してもらえるものがあれば示して欲しい。

(市) 協議がまとまっていないので現時点では示せる協議結果がない。

(学) どの学童を民間委託をするかについては、例えば地域ごとに 1 つ直営を残すとか、児童館併設かを基準に決めるとか、特別支援学級がある学校に併設かを基準に決めるとか、いろいろな考え方があると思う。市の中でそういう議論はしているのか。

(市) いろいろ議論はしているが、お示しできるほどは方針が固まっていないということ。労使協議で案が固まった段階で協議会の場でお示しし、そこでの議論を受けて労使合意をするという段取りだが、全所見直しの対象であり、平成 27 年度どのようにするかについては理由が必要である。

(市) 仮に多くの学童を委託しようとした時、複数の事業者に分けて委託

したほうがよいという考えはあるか。

(学) 数を確定するにあたっては、その根拠も重要になってくるので、場合によっては1月より公表の時期がずれ込んだ場合、利用者への説明などについても学保連でお手伝いできるのかと思う。スケジュールについては早急ではという意見もあったし、無理のない案を作るために丁寧に対応していただければと思う。

6 非常勤職員について

(学) 例えば学童保育所Aが委託となった場合、学童保育所Aに務める非常勤職員との契約が終わりなのか、それとも非常勤職員全体の中で評価実績などを参考にどの職員に継続して残ってもらうかを決めて、その残った職員を直営の学童保育所に配置するという考えなのか。

(市) 前者ではない。非常勤職員は各学童で採用しているわけではない。よって、民間委託が開始される前年度にどの学童に配置されていたかによって決まるわけではない。

(学) 市で非常勤職員を採用する時には配置される学童の名前は決まっているのか。

(市) 4月に辞令を出す段階で決まる。

(学) 今、非常勤職員の方々は大変不安だと思う。正規職員の方は労使協議に関する情報も伝わっているが、非常勤職員の方々にはなんとなくの話しか伝わっていない。

(市) そのとおりだと思うが、そもそも雇用は1年契約であり、平成27年4月の体制は未定。

(学) それはそうなのだろう。ただひとつ理解しておいて欲しいのは、児童にとっては正規職員も非常勤職員も区別がないということ。そこにおいて自分たちと過ごしている大人という目で見ている。

(市) A学童保育所を直営として残るなら、A学童保育所に勤務していた非常勤職員を残したほうがよいという意味か。

(学) そういうことである。そうして下さいとは言っていないが、そういう考え方もあるということ。

(市) いずれにせよ、平成26年度4月の段階では、雇用期間は1年として全ての非常勤職員と同じように契約する。

(学) 平成26年度4月時点で、何か説明はするのか。

平成27年の4月に運営の見直しがあるという事を伝えるということか。

(市) そういうこと。委託があるということも含めて説明する予定。

7 スケジュールについて

(市) マイルストーンをもっと明示したほうがよいという意見が前回あつ

たので、今後どんなことをこの場で話し合っていくかという前回の案に追記した。今後も、宜しく願いたい。

8 民間委託先の調査について

(学) 調査自体は、市が行うのか学保連側で行うかという問題はあるが、行う必要はあると思う。

(市) どの様な調査内容を考えているのか。

(学) まずは、過去に単年度でどのくらいの数の学童保育所の委託を新たに開始した実績があるかなどが重要かと思う。

(学) 数の話が出たが、個人的には最初の年は2箇所、その後数年後おきに2箇所程度ずつ増やすのが現実的かと思う。他市での実績を見ても、多くても3箇所程度かと思う。よい事業者であるほど保育内容にプライドも持っているだろうし、あまり多いと応札してくれないのでは。

(学) 他市でも今後、民間委託は増加していかないか。もしそうであるなら、小金井市と指導員の取り合いにならないか。

(学) 先日の三多摩学童保育連絡協議会では、新システム自体が民間委託を促進するものだという話が出ていた。現時点で指導員不足らしく、今後さらに不足すると予測されているとのこと。また複数の民間業者が入っている市では、業者同士で競争が発生するため、異なる業者が担当している学童保育所の保護者同士の情報交換を業者が嫌がるようなことが発生していると聞いている。それも踏まえて個人的には1つの業者に委託してほしいと思っている。

(学) もし運営基準に合致する業者が見つからなかった場合、基準の側を変えざるを得ないということにならないか。

(市) 受託業者が見つからないから運営基準を変える、ということは考えていない。

(学) 受託する業者が出てくれなかった場合はどうするのか。

(学) 委託する学童を減らすなども選択肢の1つではないか。

(学) もしそうなら、1月時点で民間委託する学童の数を決めるのは難しいのではないか。

(学) もし業者が見つからなかったとしても、運営基準を変えるというのではないと考えているとのこと。変えるとしたら金額なのではないか。

(市) 調査に話を戻すが、どんなことを調査したらよいと考えているのか。採用している指導員の数とか、一度に受託した学童保育所の数とか。だとすれば、それがどの程度なら良いと判断するのか。また調査対象の業者はどうやって選定するのか。

(学) 調査対象の業者はそれほど多くはならないと思う。5業者以内になるのではないか。

(市) 調査をしても、調査内容に基づいて特定の業者を除外したりすることは難しいと考えている。

(学) 最終的に業者を決めるのは、プロポーザルでということではないか。

(学) プロポーザルで決めるという点は、動かしづらいことなのか。随意契約などで決めるという選択肢はないのか。

(市) 随意契約が行えるかは、その業者でしかできないこととか、金額によるが、学童保育が特定の業者でしかできない内容とは考えていない。だから随意契約をするためプロポーザルで選考する。

(学) プロポーザルの評価についてだが、しっかりした業者を選ぶには、どのようにすればよいかは悩ましい。例えば選考委員の腹案などはあるのか。

(市) 正式に決まっていないが、主管部長、主管課長、財務に関する学識経験者などとなる。業務の専門性から指導員にも入ってもらおうと考えている。

(学) 仕様書の中に委託する学童の数は記載するのか。

(市) 記載する。

(学) 先ほどの話に戻るが、その数が多いと、業者によってはキャパシティを超えてしまうため、応募しないという事も考えられるのでは。

(市) 仮にどこも応募してこなければ仕様書を変えることになるであろうが、業務の内容を変えることはないと考えている。

(市) さくらもちを拝見したが、一般の保護者に不安を与えないように配慮をお願いしたい。

(学) 平成 27 年 4 月に良い形を迎えたいと考えているし前向きな協議をしている。

9 次回日程

平成 26 年 1 月 9 日(木) 19 時から 会議室は別途お知らせする。